

| | | |
|----------------|--|---|
| 第 6658 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 8日 木曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 相続税の申告期限前に災害に遭った場合

Q : 父が亡くなり、相続税の申告をする準備をしていたところ、地震により相続物件が被害に遭いました。何か救済措置はありますか？

A : 次の措置があります。

【解説】

相続等により取得した財産の全部または一部が地震や風水害、火災等の災害により甚大な毀損又は消滅することがあります。

相続税の申告期限前に災害により財産が甚大な被害を受けた場合、その被害の割合が一定以上であれば被害を受けた部分の価額を控除して相続税等の計算をすることが認められます。

概要は、次のとおりです。

①適用対象者

相続税の納税義務者で、相続又は遺贈により取得した財産について災害による被害を受けた者

②減免の対象となる災害の割合と価額

相続等により取得した財産が、次のいずれかに該当する場合は、被害を受けた部分を控除した金額によって相続税額等を計算することができます。

- ・相続税等の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額の割合が1/10以上であること
- ・相続税等の課税価格の計算の基礎となるべき動産等(動産、不動産、立木)の価額のうち、被害を受けた部分の価額の割合が1/10以上であること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

